第２０号議案

　　品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成２５年品川区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

　目次中「第９１条・」を「第９０条の２－」に改める。

　第３条に次の２項を加える。

３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

　第８条第１項中「または施設」の次に「（第１０条第１項において「本体事業所等」という。）」を加える。

　第９条第２項中「第４４条第７項」の次に「および第７１条第９項」を加える。

　第１０条第１項ただし書中「できる」の次に「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

　第２７条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

　第２８条第３項に後段として次のように加える。

　　この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

　第２８条に次の１項を加える。

４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第２８条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２８条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

　第３０条に次の１項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

　第３１条第２項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

　⑴　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

　第３２条に次の１項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

　第３７条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第３７条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

　第３９条第１項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この項および第４９条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

　第４４条第６項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設」を「または指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第７項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

　第４５条第３項中「第７２条第２項」を「第７２条第３項」に改める。

　第４９条中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

　第５７条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

　⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

　第６５条中「第２６条、第２８条、第３１条」を「第２６条、第２８条、第２８条の２および第３１条」に改め、「第３６条までおよび第３７条（第４項を除く。）から」を削り、「第３９条まで」の次に「（第３７条第４項を除く。）」を加え、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第２８条第３項および第４項、第２８条の２第２項、第３１条第２項第１号および第３号、第３２条第１項ならびに第３７条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第２８条第３項および第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

　第７１条第１項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

　　ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

　第７１条第５項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第１０項を第１１項とし、第９項を第１０項とし、第８項の次に次の１項を加える。

９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

　第７２条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

　第７４条第１項中「以下」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１または２）」を加える。

　第７８条第３項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

　第７９条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

　第８０条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

　⑺　虐待の防止のための措置に関する事項

　第８１条第３項に後段として次のように加える。

　　この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

　第８１条に次の１項を加える。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第８６条中「第２４条、第２６条」の次に「、第２８条の２」を加え、「、第３７条（第４項を除く。）」を削り、「第３９条（第５項を除く。）まで」を「第３９条まで（第３７条第４項および第３９条第５項を除く。）」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第２８条の２第２項、第３１条第２項第１号および第３号、第３２条第１項ならびに第３７条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

　第８７条第２項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

　⑴　外部の者による評価

⑵　前条において準用する第３９条第１項に規定する運営推進会議における評価

第５章中第９１条の前に次の１条を加える。

　（電磁的記録等）

第９０条の２　指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第１４条第１項（第６５条および第８６条において準用する場合を含む。）、第７６条第１項および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付　則

　（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

　（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、改正後の第３条第３項および第３７条の２（第６５条および第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第２７条、第５７条および第８０条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

　（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

３　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第２８条第３項（第６５条において準用する場合を含む。）および第８１条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

　（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

４　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第２８条の２（第６５条および第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第２８条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

５　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第３１条第２項（第６５条および第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第３１条第２項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

　（説明）指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を見直す必要がある。